

中札内村総合行政推進委員会 第3回まちづくり部会 会議録

日 時 令和元年9月24日（火） 19:00～19:30
場 所 農村環境改善センター 2階大集会室
出席委員 五十嵐真也、本間克伸、桑田尚行、奥井千英子、丹野 優、渡邊芳恵、（6名）
欠席委員 瀬川 亮、小山 陣、宮澤蓉子（3名）
事務局 総務課長 川尻年和、総務課長補佐 渡辺大輔、総務課主任 金沢 愛

議 事

（開 会） 19:00

（川尻課長） 本日はお忙しい中、第3回まちづくり部会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

これまで2回にわたって皆さんから、まちづくり基本条例に対する意見を頂いてきましたが、本日で意見書という形にまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、五十嵐部会長から挨拶をお願いいたします。

（部会長） 皆さんこんばんは。お忙しい中、第3回まちづくり部会にお集まりいただきありがとうございます。本日は、これまで皆さんからいただいた意見を基に、意見書としてまとめてまいりますので、よろしくお願いいたします。

（川尻課長） これからの議事は、五十嵐部会長の進行で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（部会長） それでは、審議を進めさせていただきます。
審議事項のまちづくり基本条例に対する意見について、意見案の説明を事務局からお願いいたします。

（渡辺課長補佐） ー資料にもとづいて説明ー

（部会長） 今、意見案の説明がありました。
意見案は、これまでこの部会で出された意見をまとめていますが、内容の修正や追加意見などがありましたら、ご意見をお願いいたします。

特に無いようであれば、この内容で部会の意見として村の方に提出したいと思います。

次の審議を進めさせていただきます。

まちづくり基本条例（解説付き）の一部改正について、説明を事務局からお

願います。

(渡辺課長補佐) ー資料にもとづいて説明ー

(部会長) 今の説明について、ご意見を願います。

(委員) このまちづくり基本条例は、守らなければならない法的拘束力はあるのでしょうか。

(渡辺課長補佐) 条例違反の罰則規定はありません。

(委員) プレミアム商品券の販売対象者や商工従業員永年勤続表彰の対象者が住所を有する村民となっており、通勤して村内で働いている人が対象とならないことが論議になっています。

(渡辺課長補佐) まちづくり基本条例の第2条で「村民」を定義しており、住所を有することを明確に規定しておらず、通いで働いている人や学生なども含めて、まちづくりに参画していただくことを想定した広義での意味になっています。

しかし、助成制度をはじめとする各種行政サービスは基本的に対象者は住民票を有することが要件となっており、通勤者まで対象を広げるかは個々のケースに応じて判断することになると思います。

(委員) 従業員の方の勤続表彰などは、通勤者も対象としていいのかもしれませんが。

(渡辺課長補佐) 今後の課題とします。

(部会長) 他にありますか。
それでは、本日の審議はこれで終了したいと思います。
その他について事務局から願います。

(渡辺課長補佐) 今回まとめた意見書は、他の部会の総合行政推進委員の方にも送付してお知らせいたします。

また、今年度のまちづくり部会については、今後開催の予定はありません。
冬場に全体会を開催する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

(部会長) その他、皆さんから何かあれば願います。
以上もちまして第3回まちづくり部会を終了させていただきます。大変お疲れ様でした。

(閉 会) 19:30